

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ヌ リ ン ク ス 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 栗 林 憲 介 (コード番号:6578 東証スタンダード市場) 問合せ先 取締役副社長兼管理本部長 栗林 圭介 ( T E L . 0 3 - 6 8 2 5 - 5 0 2 2 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり「定款の一部変更の件」を2022年5月27日開催 予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則 を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
_(株主総会参考書類等のインターネット開示と_	(4.504)
みなし提供)_	(削除)
第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株	
主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計	
算書類に記載または表示をすべき事項に係る情	
報を、法務省令に定めるところに従いインターネ	
ットを利用する方法で開示することにより、株主	
に対して提供したものとみなすことができる。	

現行定款	変更案
(新設)	(電子提供措置等)
	第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株
	主総会参考書類等の内容である情報について、電
	子提供措置をとるものとする。
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法
	務省令で定めるものの全部または一部について、
	議決権の基準日までに書面交付請求した株主に
	対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	(附則)
	第46条 定款第18条の変更は、会社法の一部
	を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第
	1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日
	である 2022 年9月1日 (以下「施行日」と い
	<u>う) から効力を生ずるものとする。</u>
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月
	以内の日を株主総会の日とする株主総会につい
	ては、定款第 18 条(株主総会参考書類等のイン
	ターネット開示とみなし提供) はなお効力を有す
	<u>る。</u>
	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日ま
	たは前項の株主総会の日から3か月を経過した
	日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2022年5月27日 (予定)定款変更の効力発生日2022年5月27日 (予定)

以上